4　第一項及び第二項の規定は、第一種特例贈与認定中小企業者等（第一種特例贈与認定中小企業者（第一種特例贈与認定中小企業者であった者を含み、第九条六項の規定により読み替えた同条第二項の規定により当該認定が取り消された者を除く。以下この条において同じ。）及び第七条第六項の規定により読み替えられた同条第二項に規定する申請書を提出している中小企業者並びに第一種特例贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合における吸収合併存続会社等及び第一種特例贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合における株式交換完全親会社等をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、第一項中「第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「第一種特例贈与認定中小企業者」と、「第九条第六項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「第七条第二項」とあるのは「第七条第六項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第一種特例経営承継贈与者」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第一種特例経営承継受贈者」と、「第九条第十二項の規定により読み替えられた同条第十項各号」と、「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第一種特例経営承継贈与者」と、「第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「第一種特例贈与認定中小企業者」と、「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第一種特例経営承継贈与者」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第一種特例経営承継受贈者」と読み替えるものとする。

［新設］

5　第一項及び第二項の規定は、第二種特例贈与認定中小企業者等（第二種特例贈与認定中小企業者（第二種特例贈与認定中小企業者であった者を含み、第九条八項の規定により読み替えた同条第二項の規定により当該認定が取り消された者を除く。以下この条において同じ。）及び第七条第八項の規定により読み替えられた同条第二項に規定する申請書を提出している中小企業者並びに第二特例別贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合における吸収合併存続会社等及び第二種特例贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合における株式交換完全親会社等をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、第一項中「第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「第二種特例贈与認定中小企業者」と、「第九条第二項」とあるのは「第九条第八項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「第七条第二項」とあるのは「第七条第八項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第二種特例経営承継贈与者」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種特例経営承継受贈者」と、「第九条第十三項の規定により読み替えられた同条第十項各号」とあるのは「第九条第十項各号」と、「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第二種特例経営承継贈与者」と、「第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「第二種特例贈与認定中小企業者」と、「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第二種特例経営承継贈与者」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種特例経営承継受贈者」と読み替えるものとする。

［新設］

6　都道府県知事は、第二項（前三項の規定により準用される場合を含む。）の申請を受けた場合において、第一項（前三項の規定により準用される場合を含む。）の確認をしたときは様式第十八による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは様式第十九により申請者である第一種特別贈与認定中小企業者等、第二種特別贈与認定中小企業者等、第一種特例贈与中小企業者等及び第二種特例贈与認定中小企業者等に対して通知しなければならない。

3　都道府県知事は、前項の申請を受けた場合において、第一項の確認をしたときは様式第十八による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは様式第十九により申請者である特別贈与認定中小企業者等に対して通知しなければならない。